



場面に応じてマスクの着脱を使い分けましょう



問 健康課総務係 ☎72-6666

新型コロナウイルス感染症の対策として、マスクの着用は重要です。しかし、夏は気温・湿度が高いため、熱中症にも気を付けなければなりません。場面に応じた感染対策をお願いします。

人との距離(2m以上)と会話の有無で使い分け

屋外

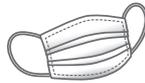
	距離確保できる	距離確保できない
会話あり	マスク必要なし	マスク着用推奨
会話ほぼなし	マスク必要なし	マスク必要なし

屋内

	距離確保できる	距離確保できない
会話あり	マスク着用推奨	マスク着用推奨
会話ほぼなし	マスク必要なし	マスク着用推奨

次のときはマスクを着用

- ・高齢者に会うとき
- ・病院に行くとき
- ・公共交通機関を利用するとき(混雑時)



就学前の子ども

- ・2歳未満 マスク着用は推奨しない
- ・2歳～小学校就学前
無理にマスクを着用する必要なし



令和4年度から新たに住民税が非課税となった世帯に臨時特別給付金を支給します



申問 福祉課臨時特別給付金担当 ☎72-2111

コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」として、令和4年度住民税非課税世帯などに対し、1世帯あたり10万円を給付します。

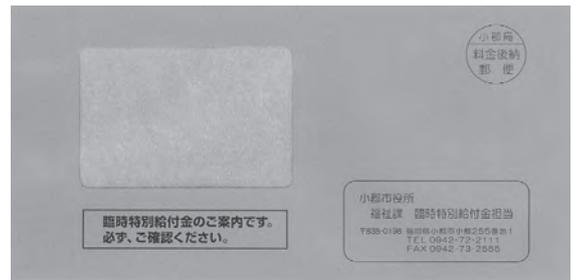
対象世帯 次の全てに該当する世帯

- ①令和4年6月1日時点で、小郡市に住民登録がある
 - ②世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税である
- ただし、次のいずれかに該当する世帯は対象外
- ・令和3年度住民税非課税世帯給付金をすでに受給した(既受給世帯の世帯主を含む)
 - ・家計急変世帯給付金をすでに受給した(既受給世帯の世帯主を含む)
 - ・住民税が課税されている人の扶養親族等のみからなる
 - ・令和3年12月11日以降の出生者・入国者が世帯主

支給手続

対象と思われる世帯には、7月上旬から順次案内を送付しています。内容を確認し、対象となる場合は返送してください。

※対象世帯に該当し、7月中に書類が届かない場合はお問い合わせください



給付金に関する振り込み詐欺や個人情報の搾取にご注意ください。

市がATM(現金自動預払機)の操作や、支給のための手数料などの振込みをお願いすることは絶対にありません。



住宅の改修工事により固定資産税が減額されます

申問 税務課資産税係(本館1階) ☎72-2111



一定の要件を満たす改修工事を行った住宅は、申請により翌年度分の固定資産税が減額される場合があります。

- 対象となる住宅改修工事**
- ・耐震改修工事
 - ・バリアフリー改修工事(手すりの取付、床の段差解消など)
 - ・省エネ改修工事(窓や床などの断熱改修。窓の改修工事は必須)

申込締切 工事完了後3か月以内



中小企業、個人事業主の皆さんへ 設備投資(先端設備)で固定資産税が3年間ゼロになります

申問 商工・企業立地課地域開発推進室 ☎72-2111



中小企業、個人事業主の生産性向上への取組をサポートするため、税制措置などにより設備投資を支援します。

内容 設備の取得や買い替えにより、当該設備の固定資産税(償却資産)3年間免除

対象 資本金1億円以下の法人など(大企業の子会社を除く)

対象設備 直接商品の生産、販売、役務の提供のために使用し、生産性向上に関する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する右記設備(中古資産は除く)

※すでに取得済みの設備は対象外

設備の種類など	最低取得価額	販売開始時期
機械装置	160万円	10年以内
測定工具・検査工具	30万円	5年以内
器具備品	30万円	6年以内
建物附属設備	60万円	14年以内
構築物	120万円	14年以内
事業用家屋	上記設備の取得合計価格が300万円以上の場合	

※償却資産として課税されるものに限る

必要な手続

年平均3%以上の労働生産性の向上を見込む「先端設備等導入計画」を作成し、市の認定を受けること



小郡幼稚園説明会・見学会

申問 小郡幼稚園 ☎72-5501



専用フォーム



令和5年度の入園に向けた小郡幼稚園説明会・見学会を行います。本園の教育の説明と合わせて、園内の様子や、園児の活動の様子を見ることができます。

日時 9月27日(火)・28日(水)・29日(木)、10月13日(木)・14日(金)
10時~10時45分 / 11時~11時45分

定員 各回5組(計50組) ※先着順、要申込

申込方法 専用フォームで申込み

※入園や子育てに関する不安や悩みなど、お気軽にご相談ください





子宮頸がん予防(HPV)ワクチンに関するお知らせ

申問 健康課母子保健係 ☎72-6666

中学校1年生から高校1年生相当までの女子へ、定期予防接種の案内を5月末に送付しています。

対象 小学校6年生～高校1年生相当の女子
※標準的な接種年齢が中学1年生であるため、小学校6年生には案内を送付していません

期間 高校1年生相当の年度の末日まで
※中学校3年生～高校1年生相当の女子は、令和7年3月31日まで接種を受けられます

費用 無料

接種機会を逃した人へ「キャッチアップ接種」を行います

HPVワクチンの積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した人に対して、公平な接種機会を確保するため、あらためて接種の機会を設ける「キャッチアップ接種」を行います。

対象 平成9年4月2日～平成18年4月1日に生まれた女子で、過去にHPVワクチンの接種を合計3回受けていない人

期間 令和7年3月31日まで

費用 無料



HPVワクチンを自費で受けた人に接種費用の払戻を行います

平成9年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた女子で、定期予防接種の対象年齢を過ぎてHPVワクチンの任意接種を自費で受けた人に対し、接種費用を払い戻します。詳しい条件などは市ホームページをご覧ください。

申請期限 令和7年3月31日まで



《調理補助》パートタイム会計年度任用職員募集(日額)

申問 教育総務課学校給食係 ☎72-4610 ☎838-0115 小郡市大保1476

募集人数 若干名

職務内容 学校給食調理業務補助

勤務地 市立学校給食センター

任用資格 なし

任用期間 任用日～令和5年3月31日(次年度以降、同一の職が設定されない可能性あり。再任用する場合は、客観的な能力実証が必要)

勤務条件 月～金曜日の週5勤務(中学校の夏休み、冬休み、春休みは原則勤務なし)

① 8時半～15時(原則①の勤務)

② 8時半～12時半

休日：土・日曜日、祝日、年末年始

給与 勤務時間① 5,161円

勤務時間② 3,590円

※通勤手当あり

社会保険等 公務災害に係る補償あり。雇用保険の適用あり。厚生年金、健康保険の適用なし。ただし、令和4年10月1日から加入

休暇 年次有給休暇のほか、無給休暇を含む特別休暇あり

試験日 随時(申込者に直接ご連絡します)

試験会場 市立学校給食センター

試験内容 面接

申込方法 履歴書(写真添付)1通を申込先へ持参または郵送

申込締切 定員に達し次第